

を

四十一 年	誠 道	境港市高松町	簡易耐火	四、五〇〇円
四十一 年	上 井	倉吉市小田	簡易耐火	四、九九〇円
四十一 年	上 井	倉吉市小田	簡易耐火	四、七一〇円
四十一 年	上 井	倉吉市小田	簡易耐火	四、〇〇〇円

別表の第一種県営住宅の表中

四十一 年	誠 道	境港市高松町	簡易耐火	四、五〇〇円
四十一 年	上 井	倉吉市小田	簡易耐火	三、六二〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

四十一 年	誠 道	境港市高松町	簡易耐火	三、六二〇円
四十一 年	浜 坂	鳥取市浜坂	簡易耐火	四、五〇〇円
四十一 年	上 井	倉吉市小田	簡易耐火	三、六二〇円

に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

# 鳥取県公報

昭和41年4月15日第三種郵便物認可

昭和41年4月15日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価】一部一箇月三百円(送料を除く。)

◇条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公示する。

鳥取県条例第四十七号

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十一年十二月二十四日

鳥取県条例第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。